

仮称)かほる保育園新築工事 入札参加条件

- 1 建設業法第28条に定める指示、または営業停止を受けていないこと。
- 2 発注工事に対応する建設業法第26条に定める技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できること。
- 3 直前10年間に、同規模以上の木造の保育所等の建築工事を施工した実績があること。
- 4 直前10年間に、木造在来工法準耐火構造の建築工事を施工した実績があること。
- 5 直前10年間に、東京都内における保育所の建築工事を施工した実績があること。
- 6 建築工事に係る東京都における競争入札参加資格の認定を受けていること。
- 7 入札公表の日から入札の日までの間に世田谷区において指名停止の措置を受けていない者であること。
- 8 建設業法第27条の23の規定による経営に関する客観的事項の審査結果に基づく建築工事一式工事の総合評点が 900点以上であること。